

資料編

1. 朝倉市まちづくり審議会 答申

令和5年2月3日

朝倉市長 林 裕 二 様

朝倉市まちづくり審議会
会長 濱 崎 裕 子

第3次朝倉市総合計画について（答申）

令和4年7月1日付け4朝総政第313号により本審議会に諮問のありました第3次朝倉市総合計画（以下「本計画」）について、朝倉市総合計画策定条例第5条及び朝倉市まちづくり審議会条例第2条の規定により、下記の意見を付して答申します。

記

1. 市政運営の基本となる本計画の策定にあたっては、本審議会の審議経過を十分に尊重されることを要望します。
2. 答申以外で出された意見・提案についても、パブリックコメントの結果とあわせて、さらに検討を行い事業に取り組みられることを要望します。
3. 本計画の推進にあたっては、成果指標による進捗管理を行い、施策が効果的かつ効率的に実行されるよう要望します。

2. 第3次朝倉市総合計画策定過程

朝倉市まちづくり審議会

年月日	内容
令和4年7月1日	第1回…諮問、序論、今後のスケジュールについて
8月5日	第2回…第2次計画の振り返り、第3次計画の構成について
9月7日	第3回…第3次計画体系（施策・基本事業）について
12月6日	第4回…第3次計画（素案）、パブリックコメントについて
令和5年2月1日	第5回…パブリックコメント結果、第3次計画（案）、答申について
2月3日	第3次計画案に対する審議会の意見を答申

市民参画

年月日	内容
令和4年2月28日	朝倉市まちづくり市民アンケート実施（～3月25日）
9月14日	朝倉市まちづくり市民アンケート実施（～10月7日）
12月23日	パブリックコメント実施（～令和5年1月18日）

朝倉市総合計画策定委員会

年月日	内容
令和4年5月23日	第1回…スケジュール、進め方について
6月13日	第2回…基本目標、分野の構成について
7月19日	第3回…基本目標、施策の承認について
7月28日	第4回…第2次計画の振り返り（成果動向、課題等）について
8月25日	第5回…施策・基本事業、まちづくり審議会意見の報告について
10月17日	第6回…基本計画レイアウトについて
11月14日	第7回…序論・基本計画（案）について
11月28日	第8回…第3次計画（素案）、パブリックコメント実施について
令和5年1月26日	第9回…第3次総合計画（案）、パブリックコメント結果について

議会

年月日	内容
令和4年9月22日	市議会全員協議会…第2次計画の進捗状況について
12月16日	市議会全員協議会…第3次計画（素案）、今後のスケジュールについて
令和5年3月20日	第3次朝倉市総合計画を議決

3. 各委員会名簿

朝倉市まちづくり審議会（敬称略）

	所属団体等	氏名	備考
1	朝倉市教育委員会の委員	上原 実二	
2	朝倉市農業委員会の委員	樋口 博幸	
3	朝倉市コミュニティ協議会会長会	秦 正育	
4	一般社団法人朝倉医師会	井上 浩利	
5	社会福祉法人朝倉市社会福祉協議会	高良 恵一	副会長
6	朝倉市小学校PTA連合会	柴山 裕紀	
7	筑前あさくら農業協同組合	三笠 知栄子	
8	朝倉森林組合	大山 武英	
9	朝倉商工会議所	窪山 龍輔	
10	朝倉市商工会	石井 清治	
11	あさくら観光協会	佐藤 正次	
12	公益社団法人朝倉青年会議所	矢野 浩文	
13	朝倉市ボランティア連絡協議会	師岡 愛美	
14	甘木鉄道株式会社	三好 真弓	
15	朝倉市総務部防災交通課	堀江 加奈子	
16	久留米大学	濱崎 裕子	会長
17	T S U N A G U 行政書士事務所	林 直美	
18	福岡県企画・地域振興部市町村振興局政策支援課	中島 佳奈美	
19	福岡県北筑後保健福祉環境事務所	本川 芳樹	
20	朝倉市女性人材リスト登録者	益永 幸美	
21	朝倉市女性人材リスト登録者	石井 千尋	
22	市民（公募委員）	西村 政俊	
23	市民（公募委員）	多田隈 宏美	

朝倉市総合計画策定委員会

	役職	氏名	備考
1	副市長	右田 博也	委員長
2	教育長	早野 展生	
3	総務部長	平田 龍次	副委員長
4	市民環境部長	中山 貴可	
5	保健福祉部長	小川 里美	
6	農林商工部長	上村 一成	
7	都市建設部長	山南 哲也	
8	教育部長	時津 美穂	
9	議会事務局長	池田 篤二	

4. SDGsにおける自治体の役割

ゴール	自治体の役割
 <p>1 貧困をなくそう</p>	<p>1. 貧困をなくそう あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる 【貧困】</p>
 <p>2 飢餓をゼロに</p>	<p>2. 飢餓をゼロに 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する 【飢餓】</p>
 <p>3 すべての人に健康と福祉を</p>	<p>3. すべての人に健康と福祉を あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する 【保健】</p>
 <p>4 質の高い教育をみんなに</p>	<p>4. 質の高い教育をみんなに 全ての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する 【教育】</p>
 <p>5 ジェンダー平等を実現しよう</p>	<p>5. ジェンダー平等を実現しよう ジェンダー平等を達成し、全ての女性及び女兒の能力強化を行う 【ジェンダー】</p>
 <p>6 安全な水とトイレを世界中に</p>	<p>6. 安全な水とトイレを世界中に 全ての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する 【水・衛生】</p>
 <p>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</p>	<p>7. エネルギーをみんなにそしてクリーンに 全ての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する 【エネルギー】</p>
 <p>8 働きがいも経済成長も</p>	<p>8. 働きがいも経済成長も 包摂的かつ持続可能な経済成長及び全ての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する 【経済成長と雇用】</p>
 <p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p>	<p>9. 産業と技術革新の基盤をつくろう 強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る 【インフラ、産業化、イノベーション】</p>

ゴール	自治体の役割
 <p>10. 人や国の不平等をなくそう 各国内及び各国間の不平等を是正する【不平等】</p>	<p>差別や偏見の解消を推進する上でも自治体は主導的な役割を担うことができます。少数意見を吸い上げつつ、不公平・不平等のないまちづくりを行うことが求められています。</p>
 <p>11. 住み続けられるまちづくりを 包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する【持続可能な都市】</p>	<p>包摂的で、安全、レジリエントで持続可能なまちづくりを進めることは首長や自治体行政職員にとって究極的な目標であり、存在理由そのものです。都市化が進む世界の中で自治体行政の果たし得る役割は益々大きくなっています。</p>
 <p>12. つくる責任つかう責任 持続可能な生産消費形態を確保する【持続可能な生産と消費】</p>	<p>環境負荷削減を進める上で持続可能な生産と消費は非常に重要なテーマです。これを推進するためには市民一人一人の意識や行動を見直す必要があります。省エネや3Rの徹底など、市民対象の環境教育などを行うことで自治体はこの流れを加速させることが可能です。</p>
 <p>13. 気候変動に具体的な対策を 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる【気候変動】</p>	<p>気候変動問題は年々深刻化し、既に多くの形でその影響は顕在化しています。従来の温室効果ガス削減といった緩和策だけでなく、気候変動に備えた適応策の検討と策定を各自治体で行うことが求められています。</p>
 <p>14. 海の豊かさを守ろう 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する【海洋資源】</p>	<p>海洋汚染の原因の8割は陸上の活動に起因していると言われています。まちの中で発生した汚染が河川等を通して海洋に流れ出ることがないように、臨海都市だけでなくすべての自治体で汚染対策を講じることが重要です。</p>
 <p>15. 陸の豊かさを守ろう 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、並びに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する【陸上資源】</p>	<p>自然生態系の保護と土地利用計画は密接な関係があり、自治体が大きな役割を有するといえます。自然資産を広域に保護するためには、自治体単独で対策を講じるのではなく、国や周辺自治体、その他関係者との連携が不可欠です。</p>
 <p>16. 平和と公正をすべての人に 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、全ての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する【平和】</p>	<p>平和で公正な社会を作る上でも自治体は大きな責務を負っています。地域内の多くの市民の参画を促して参加型の行政を推進して、暴力や犯罪を減らすのも自治体の役割といえます。</p>
 <p>17. パートナリシップで目標を達成しよう 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化させる【実施手段】</p>	<p>自治体は公的／民間セクター、市民、NGO／NPOなどの多くの関係者を結び付け、パートナーシップの推進を担う中核的な存在になり得ます。持続可能な世界を構築していく上で多様な主体の協力関係を築くことは極めて重要です。</p>

※「私たちのまちにとってのSDGs（持続可能な開発目標）－導入のためのガイドライン－（2018年3月版（第2版）」（自治体SDGsガイドライン検討委員会編集）より引用

5. 朝倉市ワンヘルス推進宣言

朝倉市ワンヘルス推進宣言

新型コロナウイルス感染症をはじめとする人獣共通感染症は、人口増加、森林開発や農地化等の土地利用の変化などから、人による地球の生態系に影響を及ぼす行為が繰り返され、気候変動の一因となったこと等によって動物と人の生存領域が変化したことから、動物の感染症に対する抵抗力を保有しない人にも感染するようになったとされている。

こうした中、「人と動物の健康と環境の健全性は一つ」と捉えるワンヘルスの理念のもと、生物多様性の損失、地球温暖化、人獣共通感染症といった人、動物、環境の各分野にまたがる総合的な取り組みが求められている。

福岡県では、全国に先駆けて令和2年12月に「福岡県ワンヘルス推進基本条例」を制定し、人と動物の健康及び環境の健全性を一体的に守るための6つの課題への取組の基本方針を定めた。さらに、令和4年3月には、ワンヘルス推進のための施策や取組を体系的に整理し、県民、事業者、自治体等関連団体の役割を示した「福岡県ワンヘルス推進行動計画」を策定した。

本市は、目指すまちの姿を「人、自然、歴史が織りなす 水ひかる 朝倉」とし、貴重な地域資源である水と豊かな自然環境、美しい景観、多種多様な歴史文化といった多彩な魅力が相まって、朝倉市に住む人、訪れる人が住み続けたい、住んでみたいと思うまちづくりを目指している。

また、令和4年1月には「ゼロカーボンシティ宣言」を表明し、森林農地の保全、生物多様性の保全、健康で快適な暮らしの基盤づくり、循環型社会の構築、低炭素社会の構築、人材の育成などに取り組んでいる。

これらのことを踏まえ、本市は、人と動物の健康及び環境の健全性を次世代に継承していくため、下記の事項に取り組み、ワンヘルスを推進することをここに宣言する。

記

- 1 福岡県ワンヘルス推進行動計画に基づき、福岡県の取組に協力し、ワンヘルス実践施策を積極的に推進する。
- 2 市民へのワンヘルス周知に努め、理解の促進を図り、その実践活動に対し、必要な支援を行う。

令和5年3月20日
朝倉市長 林 裕二

6. 朝倉市ゼロカーボンシティ宣言

朝倉市ゼロカーボンシティ宣言

近年、世界各地では、猛暑や豪雨など地球温暖化が要因とみられる異常気象による災害が多発しており、我が国においても、巨大台風、集中豪雨等により各地で甚大な被害が発生するなど、気候変動の影響が顕在化してきています。

このような状況を踏まえ、2015年に合意されたパリ協定では、「産業革命以前と比較して世界の平均気温上昇幅を1.5°Cに抑えるよう努力する」との目標が国際的に広く共有されました。その後、気候変動に関する政府間パネル(IPCC)が2018年に公表した特別報告書では、「気温上昇幅を1.5°Cに抑えるためには、2050年までに二酸化炭素の実質排出量をゼロにすることが必要」とされています。

朝倉市に甚大な被害をもたらした平成29年7月九州北部豪雨では、改めて自然災害の脅威を認識させられ、森林や農地を保全・育成することの重要性や地球温暖化防止対策の必要性を突きつけられました。

本市では、将来都市像である「人、自然、歴史が織りなす 水ひかる 朝倉」を環境面から実現するために、「思いっきり しん呼吸」天を知り、あさくらを照らす、人づくり」を目指す姿として、森林農地の保全、生物多様性の保全、健康で快適な暮らしの基盤づくり、循環型社会の構築、低炭素社会の構築、人材の育成などに取り組んでいます。

自然豊かな美しいふるさとを取り戻し、将来世代にわたって安心して暮らせるまちづくりを進めていくためには、一人ひとりが環境問題を自身の問題と認識し、著しく変化を見せる地球環境への対策をこれまで以上に取り組んでいく必要があります。

豊かな自然環境を未来へ引き継ぐため、市民や事業者の皆様とともに、2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにする「ゼロカーボンシティ」の実現に向けて取り組むことを、ここに宣言します。

令和4年1月31日

朝倉市長 林 裕二

第 3 次 朝 倉 市 総 合 計 画

発行年月：令和5年3月

発 行：福岡県朝倉市

編 集：総務部総合政策課



〒838-8601 福岡県朝倉市菩提寺 412 番地 2

TEL：0946-22-1111 FAX：0946-22-1118



朝倉市

